

第1章 地域福祉計画の策定にあたって

1. 地域福祉計画とは

地域福祉とは、誰もが地域で安心して自分らしく暮らせるよう、地域に関わるあらゆる人が「我が事」として力を合わせて共に生き、共に支え合い、生活を共に楽しむ地域をつくりあげていくことです。

地域福祉の考えは、その地域に暮らす・働く・関わりがある人、団体、学校園、企業など、すべての人が主役です。

そのため、本市の第4次地域福祉計画では、「ちいき」の力をあわせて、私たちの「ふ」だんの「く」らしの「し」あわせをつくることを目指し、みんなが主体的に取り組を進める計画として推進していきます。

■地域福祉とは・・・

「ちいき」の力をあわせて、わたしたちの
「ふ」だんの
「く」らしの
「し」あわせをつくること

2. 計画策定の背景と趣旨

(1) 社会情勢，環境

わが国は、少子高齢化が進むとともに人口減少が本格化してきており、社会経済の担い手が減少し、地域の活力や持続可能性を脅かす課題となっています。また、ICTの急速な発達、グローバル化、価値観の変化・多様化などにより、人々の暮らしや働き方、考え方が大きく変化してきています。

こうした社会構造の変化などを背景として、地域・家庭・職場といった生活の様々な場において支え合いの基盤が弱まってきており、人々が暮らしていく上での課題は、80歳代の高齢者である親が50歳代の中高年のひきこもりの子の生活を支える「8050問題」、介護と育児を同時に担う「ダブルケア」、子どもが家族の世話や家事を担う「ヤングケアラー」など複雑化・複合化するとともに、「生きづらさ」も多様化してきています。また、介護保険制度、障がい者支援制度、子ども・子育て支援制度等、単一の専門分野の制度利用や支援だけでは解決が困難なケースも増加しており、「支援の難しさ」も大きな課題と言えます。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により、失業の増加、外出機会や交流の制限による諸課題への対応が求められるとともに、従来型の生活様式からの転換が迫られており、暮らしにおける人と人とのつながりを再構築し、孤立せずにその人らしい生活を送ることができる社会にしていくことが、強く求められています。

(2) 地域共生社会の実現に向けた社会福祉法の改正

地域共生社会とは、制度や分野の「縦割り」や「支え手」「受け手」の関係を超え、互いに支え合い、世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていくことができる社会のことです。人々の暮らしや社会構造の変化を踏まえ、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）に地域共生社会の実現が盛り込まれました。

厚生労働省では、「『地域共生社会』の実現に向けて（当面の改革工程）」（平成29年2月7日厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定）に基づいて改革が進められ、平成29年6月には、社会福祉法が一部改正されました（平成30年4月施行）。この法改正により、地域福祉の理念に加え、地域共生社会の実現に向けて市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨が規定されました。

更に、令和2年6月の社会福祉法の改正では、市町村が包括的な支援体制を整えるため、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に行っていく「重層的支援体制整備事業」が新たに創設されました。

(3) 重層的支援体制整備事業とは

重層的支援体制整備事業は、属性を問わない「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に行う包括的な支援体制を整備し、重層的なセーフティネットをつくることを目指す事業です。支援の対象者も、福祉、保健医療、住まい、就労、教育、孤立などの課題を抱える全ての住民であり、属性は問いません。どのように支援体制を整えていくかは、各市区町村が具体的な取組を検討し、地域の実情にあった方法で進めていくことになります。

この事業を進め、各分野の支援体制の連携が強化されていくことで、支援を必要とする人がより適切な支援や制度に繋がるようになり、参加のための支援や人と人とのつながりを地域につくっていくことで、深刻化するケースを未然に防ぐことができるようになると考えられています。

また、日ごろ支援をしている福祉の専門職や団体にとっては、支援者同士のネットワークが強化されることで、対象者の抱える生活課題のすべてを1か所で抱え込む必要がなくなり、負担が軽減されるようになります。

本市は、令和4年度から重層的支援体制整備事業を本格的に進めていきます。実施にあたっては、①アウトリーチを含む早期的な対応を行うこと、②本人や世帯を包括的に受け止め支えること、③本人を中心に本人の力を引き出す観点で行われること、④信頼関係をもとに継続的に行われること、⑤地域住民のつながりや関係性づくりを行うことを理念とし、実践にあたります。

(4) 成年後見制度の利用促進

平成28年5月に施行された成年後見制度の利用の促進に関する法律により、政府が定めた基本計画を勘案し、市町村において成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされました。

現在、国の成年後見制度利用促進基本計画(～2021年度)の見直しの議論が、次期基本計画(2022年度～)の策定に向けて専門家会議によって精力的に行われています。成年後見支援や成年後見制度利用促進ではなく、意思決定支援や権利侵害の回復支援、自立生活と地域社会への包容を視野に入れた権利擁護支援の理念をもとに、地域共生社会の実現にも寄与する基本計画の方向性が中間とりまとめのなかで示されています。既に本市では権利擁護支援センターを先行して設置し、支援の実績を積み重ねてきていることを踏まえ、地域福祉計画の項目のなかで、これまで以上に地域共生のための支援に貢献できる施策を充実させることが求められています。

(5) 再犯防止の推進

平成28年12月に施行された再犯の防止等の推進に関する法律により、市町村において再犯防止推進計画の策定に努めなければならないと定められました。その後、令和元年12月には、再犯防止推進計画加速化プランが策定され、再犯防止施策のうち、より重点的に取り組むべき課題の一つとして、地方公共団体との連携強化の推進が掲げられました。犯罪や非行をした人の中には、安定した仕事がない、貧困や病気、身寄りがないなど地域社会で生活する上で様々な課題を抱えている人が多く存在するため、犯罪や非行からの立ち直りには、地域社会の温かい見守りや安定した生活を送るための支援が必要とされています。

(6) その他国の動向等

平成 27 年 4 月に「子ども・子育て支援新制度」が開始し、地域の子ども・子育て支援の充実等が図られてきていることや、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」の平成 30 年及び令和 2 年の改正により、基本理念として「共生社会の実現」と「社会的障壁の除去」が明記されるとともに「心のバリアフリーの推進」が明記・強化されるなど、各分野において制度の整備が図られてきています。

また、本市においては、障がいを理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例を制定（令和 3 年 1 月 1 日施行）し、全ての市民が障がいの有無で分け隔てられることなく、お互いを尊重し合いながら共生する地域共生社会の実現に向けて取り組んでいます。

(7) 策定の趣旨

平成 19 年 3 月に地域福祉計画を策定し、5 年ごとに見直しを図りつつ計画に基づく活動や事業を展開してきました。

平成 24 年を開始年度とする第 2 次地域福祉計画からは、地域福祉計画を「保健福祉のマスタープラン」と位置付け、芦屋市社会福祉協議会が策定する「地域福祉推進計画」とも連動させながら推進してきました。

これまで、相談支援の取組については、庁内関係部署や関係機関との調整を行うトータルサポート機能と、保健福祉センターでは属性を問わず相談を受け付ける総合相談窓口の設置や、生活困窮者自立支援法に基づく事業を実施することで、属性や分野の狭間への支援に取り組んできました。また、地域づくりに向けた取組としては、芦屋市創生総合戦略とも連動し、公民協働でのプロジェクトに取り組む「地域福祉アクションプログラム推進協議会」、地域住民との協働の基盤となる地域発信型ネットワークや、企業・団体等との連携により地域課題の解決を目指す「こえる場！」において具体的な活動に取り組んでいます。

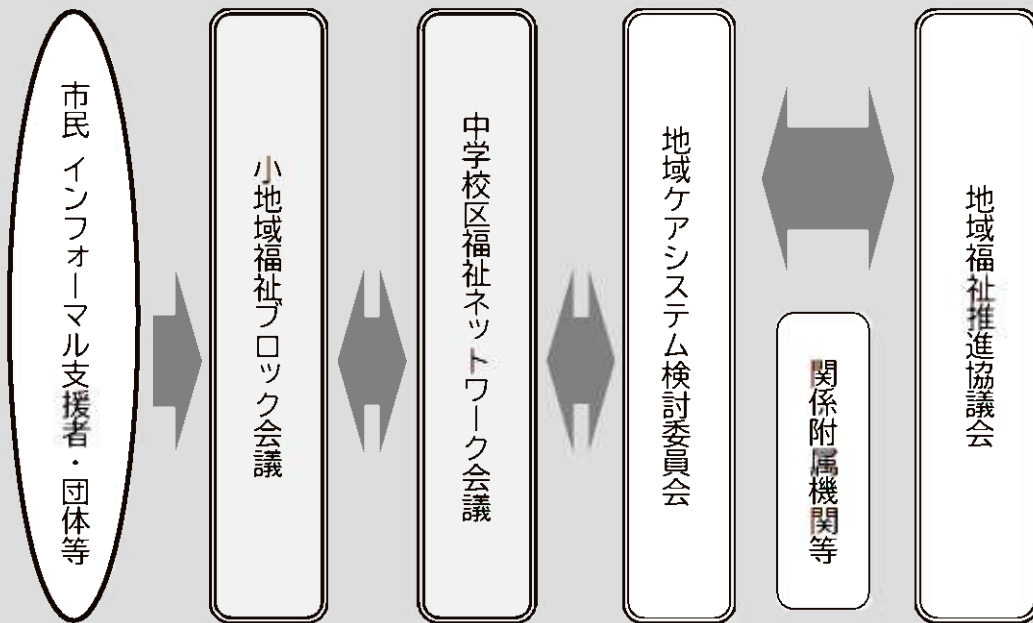
第 4 次地域福祉計画においては、第 3 次計画における取組を継承・発展させながら、本市の地域福祉をとりまく状況の変化や国の動向を踏まえ、以下の 4 つの目的をもって策定します。

- ア. 第 3 次地域福祉計画の評価を基に、継続・充実が必要な事業や課題に計画的に取り組む
- イ. 地域共生社会の実現に向けて、多様な人・組織が「できること」や「したいこと」で地域福祉に参加できるような仕組みづくりを進めていく
- ウ. 重層的支援体制整備事業の実施に向けた、庁内外の連携や専門職等の多機関協働などの体制づくりを進めていく
- エ. 成年後見制度の利用促進及び再犯防止の推進について計画項目として盛り込む

地域発信型ネットワークの概念図（令和3年度現在）

【理 念】

だれもがその人らしく住み慣れた地域で、いきいきと安心して暮らせるまちをめざす



○ 小地域福祉ブロック会議

小学校区内の自治会、マンションの管理組合、子ども会、民生委員・児童委員、福祉推進委員等や各種福祉活動関係者で構成され、ネットワークを活用した具体的な地域づくりの活動を行います。

○ 中学校区福祉ネットワーク会議

各小地域福祉ブロック会議代表者と各種専門機関の中学校区代表者で構成され、圏域における福祉課題の共有、検討、集約を行います。また、「地域ケア会議」や「自立支援協議会実務者会」、「要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会議」とも連動しています。

○ 地域ケアシステム検討委員会

各会議間のコーディネートや所属機関の実務への反映、施策化の検討を行うとともに、ネットワーク全体の進捗管理と評価を行います。

○ 関係附属機関等

法律等に基づいて設置する附属機関等である「地域包括支援センター運営協議会」、「地域密着型サービス運営委員会」、「自立支援協議会」、「要保護児童対策地域協議会」、「生活困窮者自立支援推進協議会」と「権利擁護支援システム推進委員会」を、地域発信型ネットワークに位置付けています。

○ 地域福祉推進協議会

医療・保健・福祉の総合調整を行うとともに、システム全体の運営における基本方針や福祉施策への反映に関する協議を行います。

3. 計画の位置付け

(1) 法的な位置付け

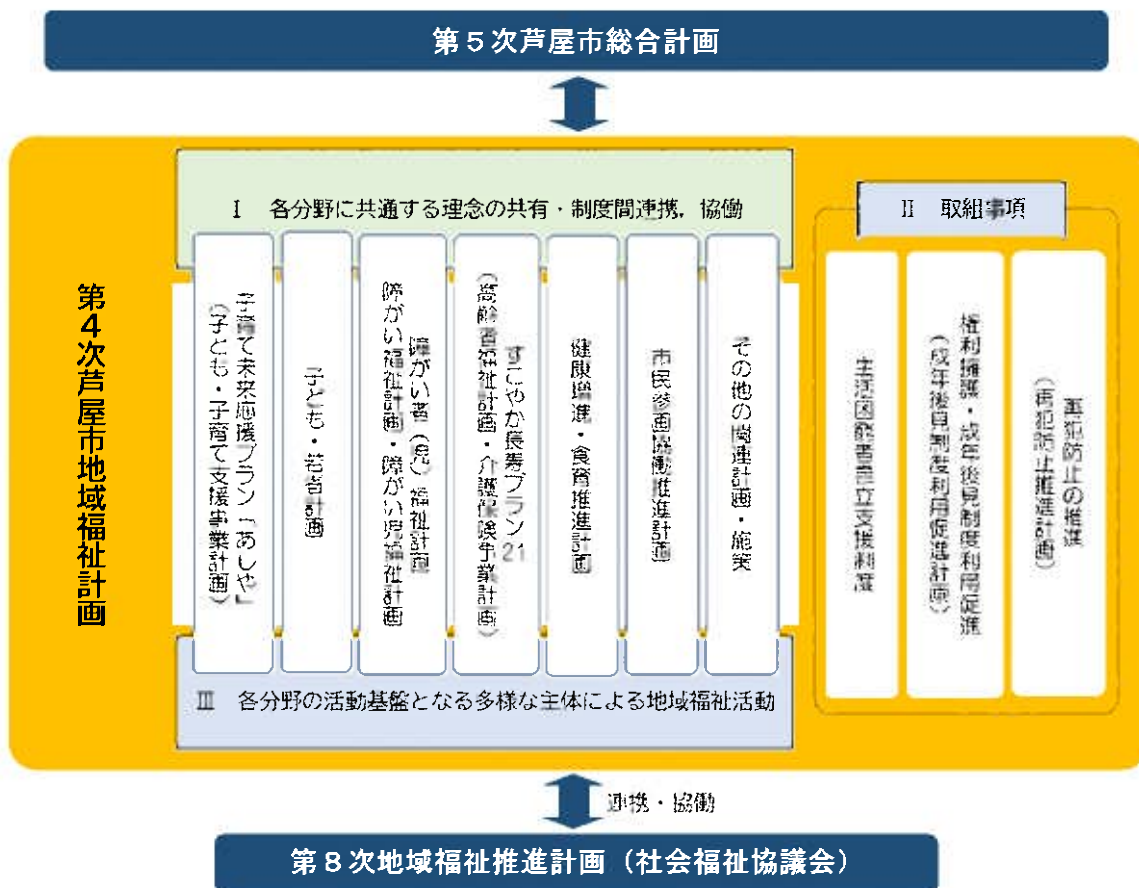
本計画は、社会福祉法第 107 条に規定する市町村地域福祉計画に位置付けられます。また、成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条に規定する「成年後見制度利用促進基本計画」と、再犯の防止等の促進に関する法律第 8 条に規定する「市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画」を盛り込みます。

(2) 他計画との関係

本計画は、本市の地域福祉推進の基本的な指針となる計画です。本市のまちづくりの基本方針である「第 5 次総合計画」の部門別計画として、他の部門と連携を図りながら、地域福祉の視点でのまちづくりを推進するほか、人口減少への歯止めをかけ、魅力あるまちづくりを進めるための「第 2 期創生総合戦略」とも連動させて推進します。

なお、地域福祉を総合的に推進していくための「保健福祉のマスタープラン」として、関連する各分野別計画と連動させ、協働による相互の効果的な施策の推進を目指します。

また、地域福祉推進の中心となる社会福祉協議会が策定する「第 8 次地域福祉推進計画」とも連動し、公民協働の下での地域福祉を積極的に推進していきます。



4. 計画の期間

計画の期間は令和4年度から令和8年度までの5年間とします。ただし、社会情勢や制度の見直しなど、状況が大きく変化した場合には、計画の期間中においても必要な見直しを行うこととします。

5. 計画の策定方法

本市では、社会福祉審議会地域福祉部会が地域福祉計画の策定を担いますが、幅広い世代や立場の市民及び関係者の参加と協働を図り、計画の実行性と推進体制を充実するため、市民会議や検討チームによる検討会が地域福祉部会を補完する形で策定作業を行いました。

また、広く市民の意見を反映した計画とするため、市民意識調査やパブリックコメントを実施しました。

(1) 策定のための審議

ア. 社会福祉審議会・地域福祉部会による審議

市の附属機関である社会福祉審議会に置かれた地域福祉部会において、本計画の原案を策定しました。地域福祉計画が福祉分野の「上位計画」として位置付けられた平成30年4月施行の社会福祉法の改正を踏まえ、計画の策定はこれまでのような策定委員会の場ではなく、地域福祉部会という審議会の場が担うこととなりました。地域福祉部会が策定委員会の役割を兼ねるという形で行われ、審議された内容は社会福祉審議会ですらなる審議を経て、計画の策定に至っています。

(2) 具体的な内容の検討

ア. 地域の福祉を話し合う市民会議

本市では、地域福祉計画の策定時に、ワークショップによる市民会議を開催し、地域福祉に関わる様々な市民の声を計画に生かすことを大切にしてきました。今回は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、規模を縮小して開催しました。

市と社会福祉協議会が協働で企画・運営し、公募委員、福祉関係団体、ボランティア団体等の参加のほか、地域支え合い推進員も参加し、「芦屋をこんなまちにしたい」という思いを共有し、意見を出し合いました。「身近な地域で気軽に行ける居場所が必要」、「声掛けやあいさつでご近所同士の関係づくりが大切」、「活動の主催者も参加者も楽しい環境をつくる」など、多くの意見やアイデアが出され、計画策定の場である社会福祉審議会地域福祉部会へとつながりました。

イ. 検討チームによる検討会

本計画に取り入れるべき内容を、より具体的に検討していくため、調査、検討、協議できる場を地域福祉部会の下部組織として、幅広い世代や立場の市民、法人・団体、関係機関、市職員等から構成される検討チームを組織しました。

検討チームはテーマごとに、A・B-1・B-2・Cの4つのチームに分け、具体的な企画・運営は市民会議と同様、社会福祉協議会と協働で担いました。

<各チームのテーマ>

- Aチーム 市民参加による行政・専門職との協働活動の充実について
- Bチーム 重層的な支援体制整備に向けた既存事業や体制の見直し
 - B-1 生活困窮者自立支援制度及び権利擁護支援について
 - B-2 生活支援体制整備事業について
- Cチーム 多様な主体の参加につながるまちづくりの仕組みについて

検討結果を地域福祉部会において共有し、本計画に反映しました。

協働先の社会福祉協議会はもちろん、様々な人が参加し検討した実績は、来年度から実施していく重層的支援体制整備事業の基となり、協働や連携の重要性の意識が高まるという成果を得ることができました。

(3) 幅広い市民の意見やニーズの把握

ア. 市民意識調査

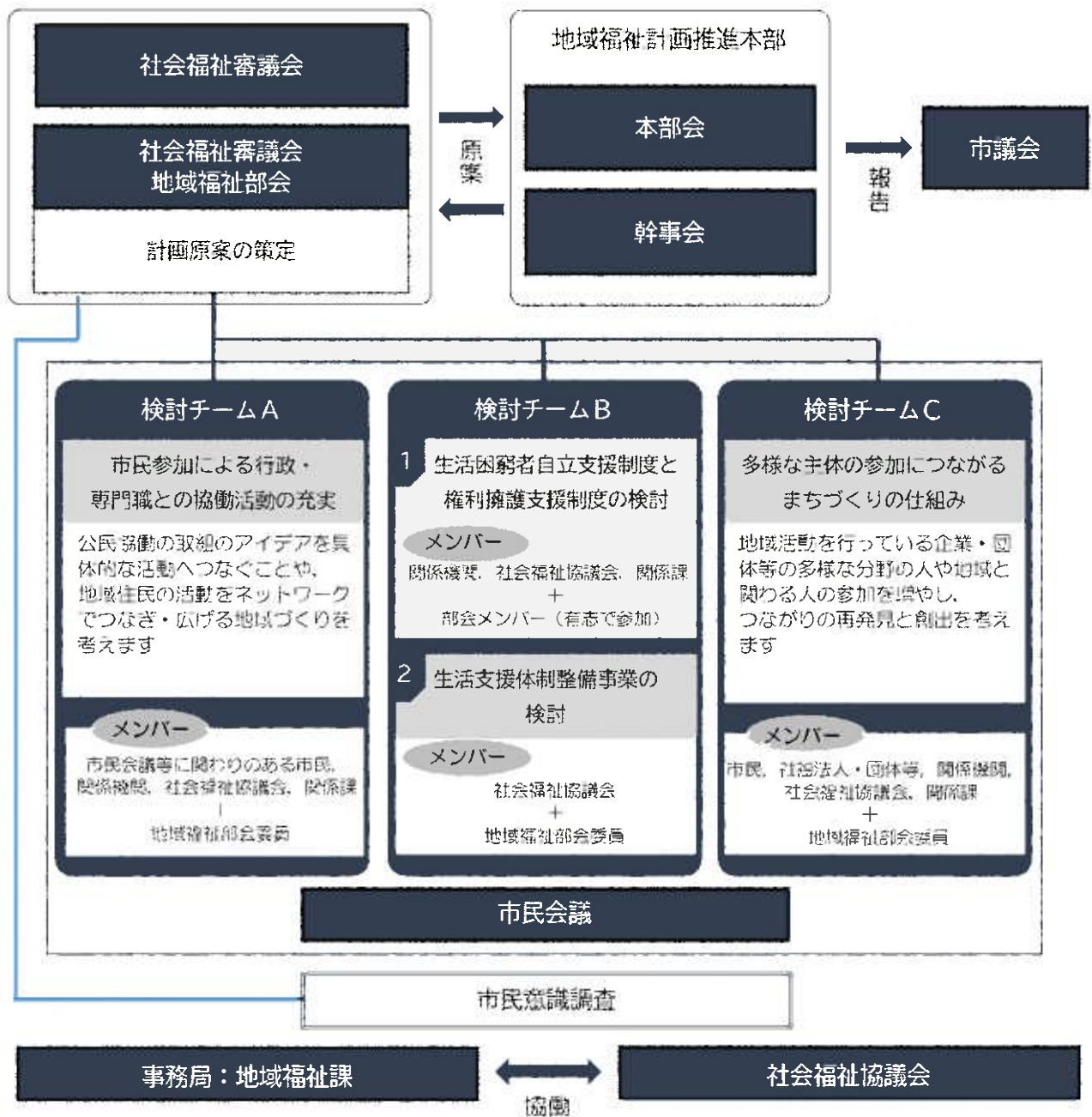
本計画を策定するにあたり、市民が地域とどう関わっているのか、地域福祉活動に関する考え、市の施策に対する意見などについて把握し、より多くの意見を施策の推進に役立てるため、市民意識調査を実施しました。

- 実施期間 令和3年2月5日から26日までの3週間
- 対象者 市内在住の18歳以上の方から無作為抽出した3,000人
- 有効回収率 54.0%

イ. パブリックコメント

市民の意見や声を広く計画に反映していくため、令和3年12月●日から令和4年1月●日にかけて意見募集（パブリックコメント）を実施しました。

第4次地域福祉計画策定体制図（調整中）



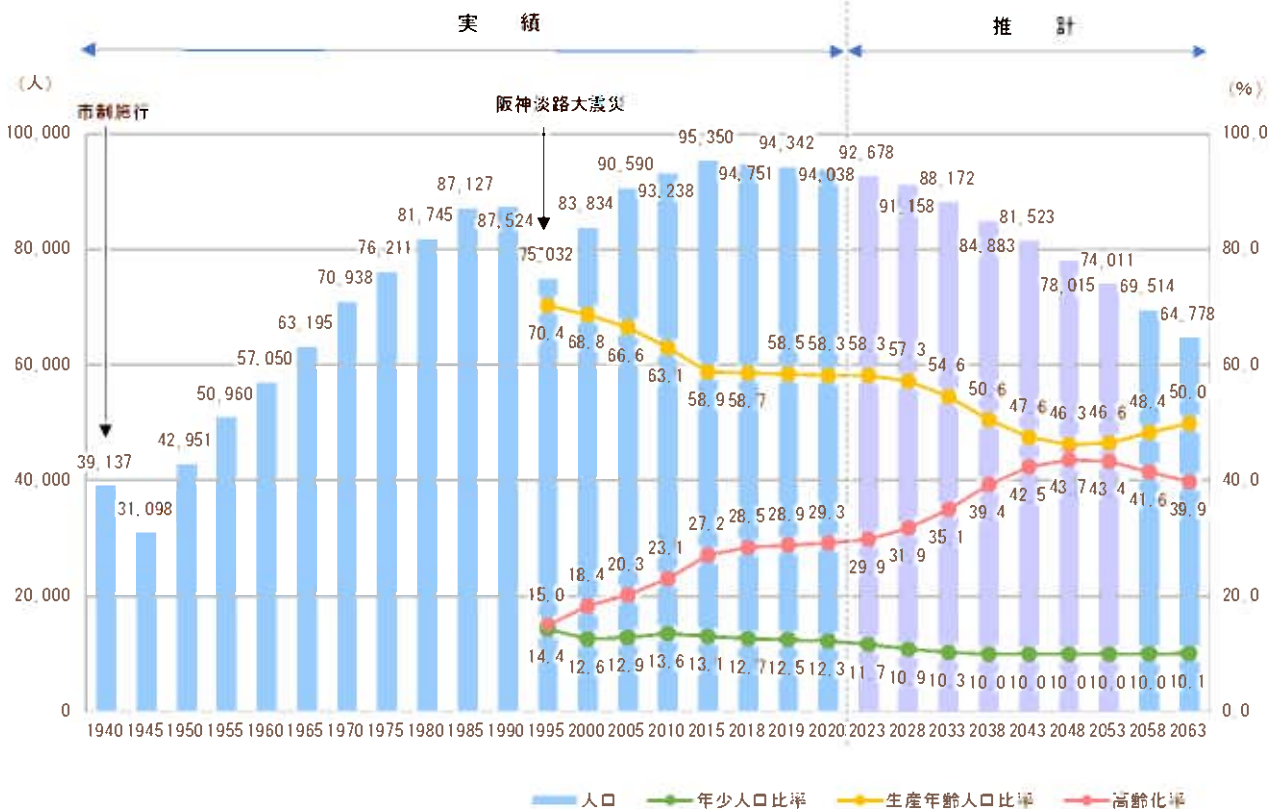
第2章 データに見る市の現状

1. 人口動向（人口推計）

長期的な人口推移をみると、1945年から1990年まで増加傾向で推移してきました。阪神大震災以降は再び増加傾向にありましたが、2018年に減少に転じています。以降は、減少傾向で推移しており、将来の人口推計も減少し続けると見込まれています。

1995年以降の年齢3区別の人口比率をみると、0～14歳の年少人口比率および15～64歳の生産年齢人口比率は低下傾向の一方、65歳以上の高齢者人口比率は2048年まで上昇が続くと予測されます。

■総人口の推移と将来予測

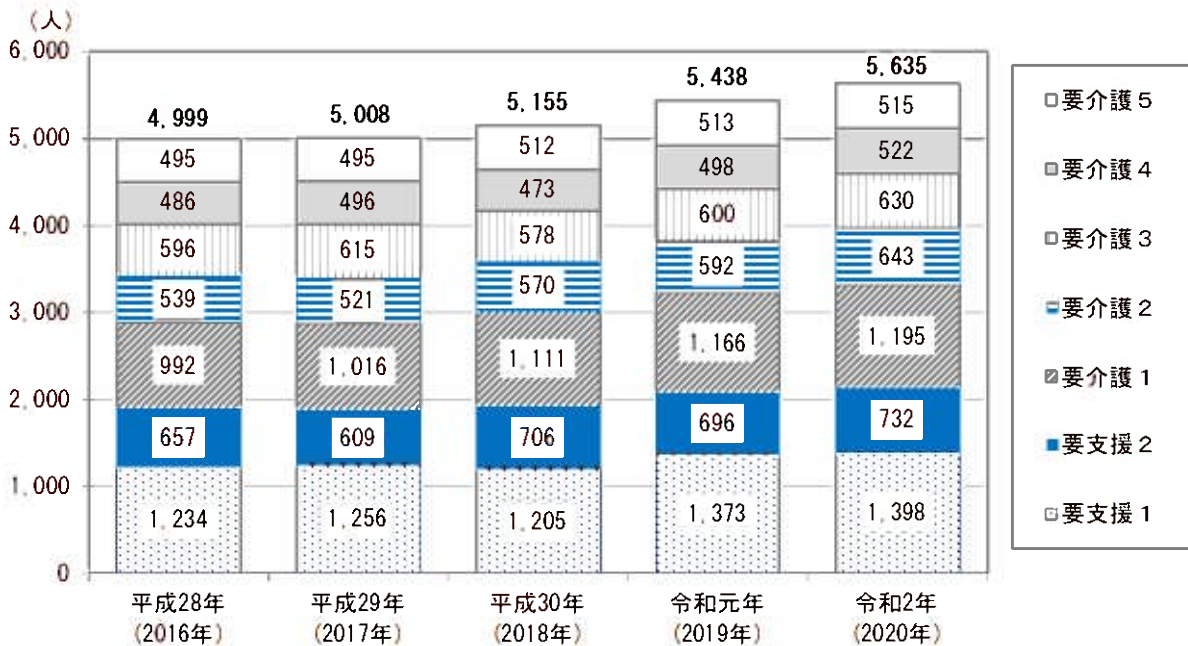


資料：国勢調査（1940年～2015年）、国勢調査を基に住民基本台帳人口を用い推計（2018年～2020年）、
芦屋市推計（2023年～2063年）

2. 介護認定者の状況（要支援・要介護認定者の状況）

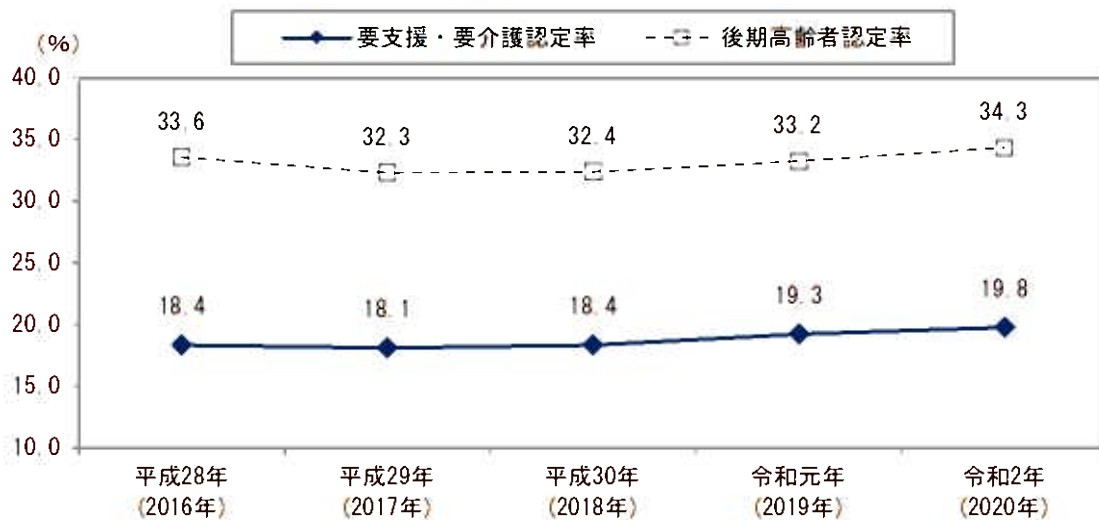
要支援・要介護認定者の総数は年々増加しており、令和2年に5,635人となっています。要支援・要介護度別にみると、5年間を通して要支援1が最も多く、令和2年に1,398人となっており、要支援・要介護認定者数の24.8%となっています。また、近年の要支援・要介護認定率は、上昇傾向にあり、令和2年に19.8%となっています。

■要支援・要介護認定者数の推移(総数)



資料：厚生労働省「介護保険状況報告」（各年9月月報）

■要支援・要介護認定率の推移(第1号被保険者)

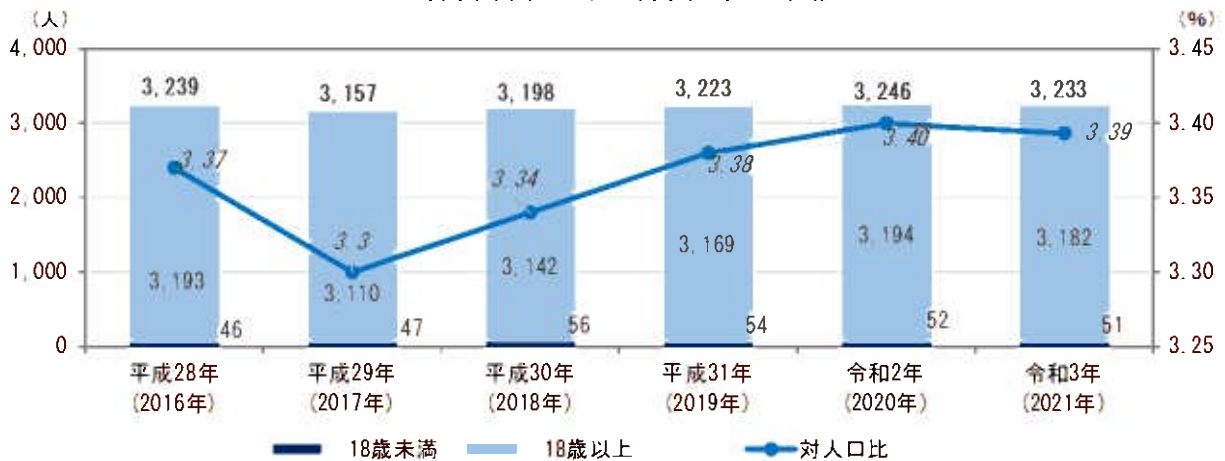


資料：厚生労働省「介護保険状況報告」（各年9月月報）

3. 障がい者の状況（障がい者手帳所持者数の推移）

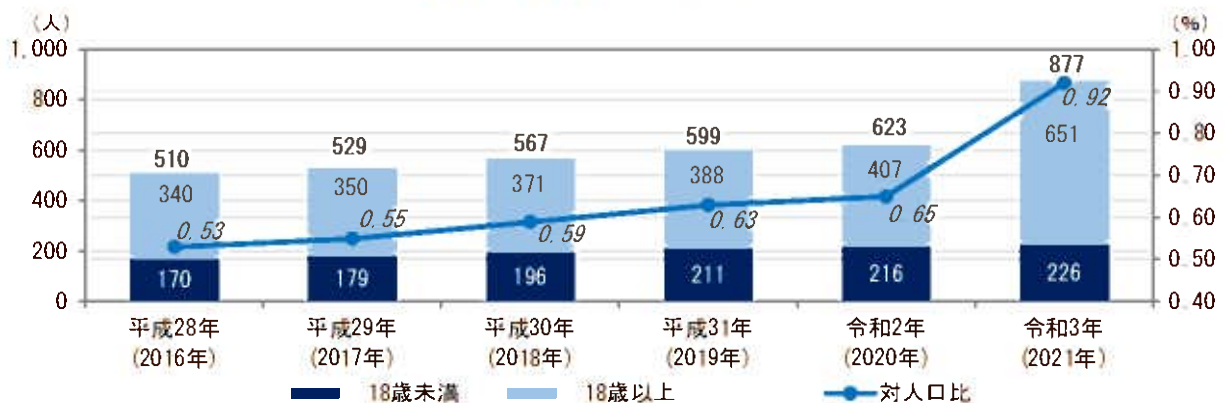
近年の障がい者の状況について主に手帳所持者数でみると、身体障害者手帳所持者は3,200人前後の推移と概ね横ばいですが、療育手帳所持者は増加し続けており、精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向で推移しています。対人口比をみると、身体障害者手帳所持者数は平成29年より上昇が続き、療育手帳所持者数と精神障害者保健福祉手帳所持者数は平成28年より上昇し続けています。

■身体障害者手帳所持者数の推移

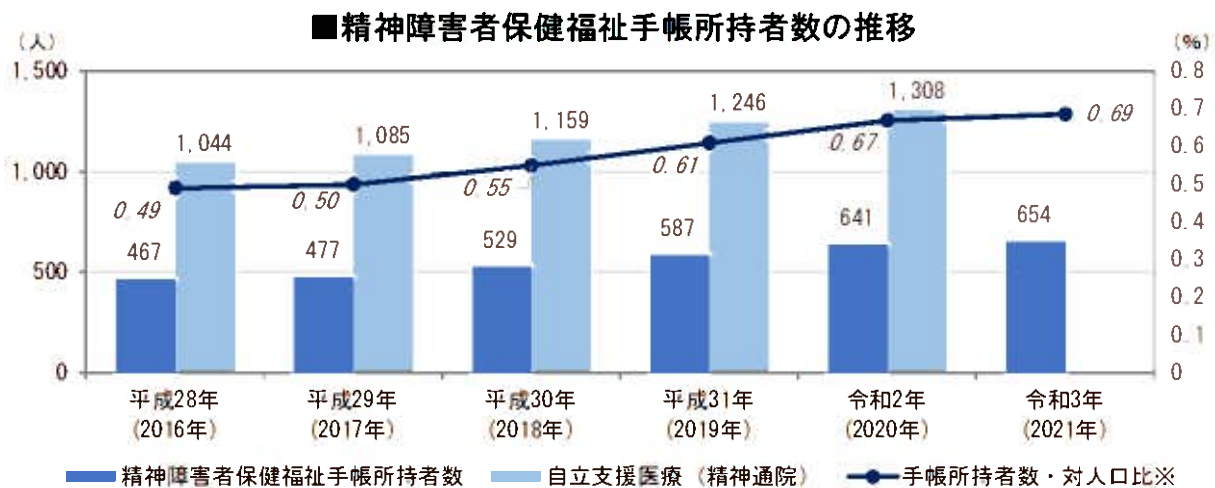


資料：障がい福祉課（各年4月1日現在）

■療育手帳所持者数の推移



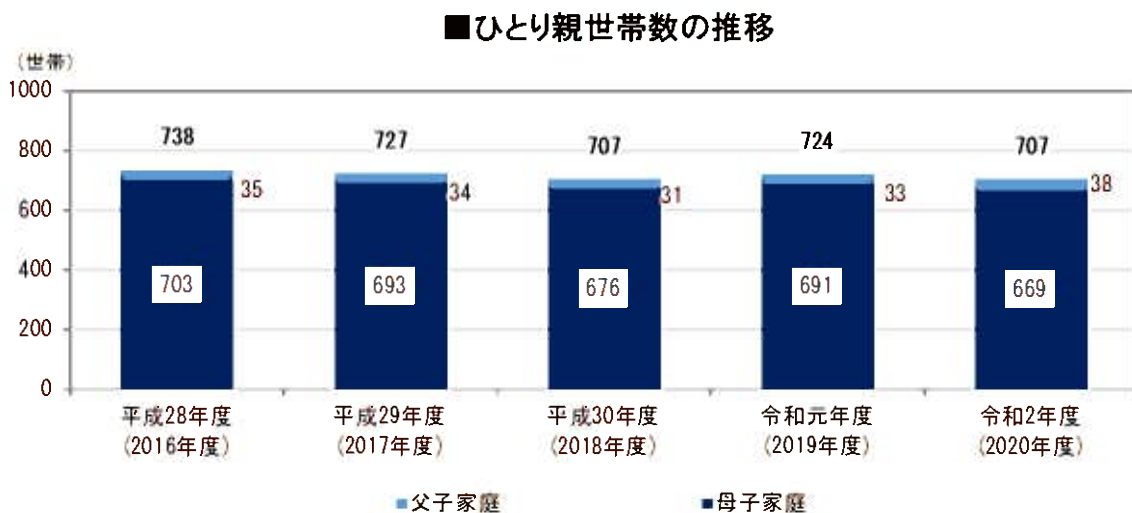
資料：障がい福祉課（各年4月1日現在）



資料：障がい福祉課（各年4月1日現在）

4. ひとり親世帯の状況（ひとり親世帯数の推移）

ひとり親世帯数は平成28年度に738世帯でしたが、減増を経て、令和2年度に707世帯となっています。母子家庭・父子家庭それぞれの世帯数は、年により変動がみられます。概ね父子世帯は各年度30世帯台で推移し、令和2年度に38世帯と5年間では最も多くなっています。一方、母子家庭は減増を経て令和2年度に669世帯と5年間では最も少なくなっています。

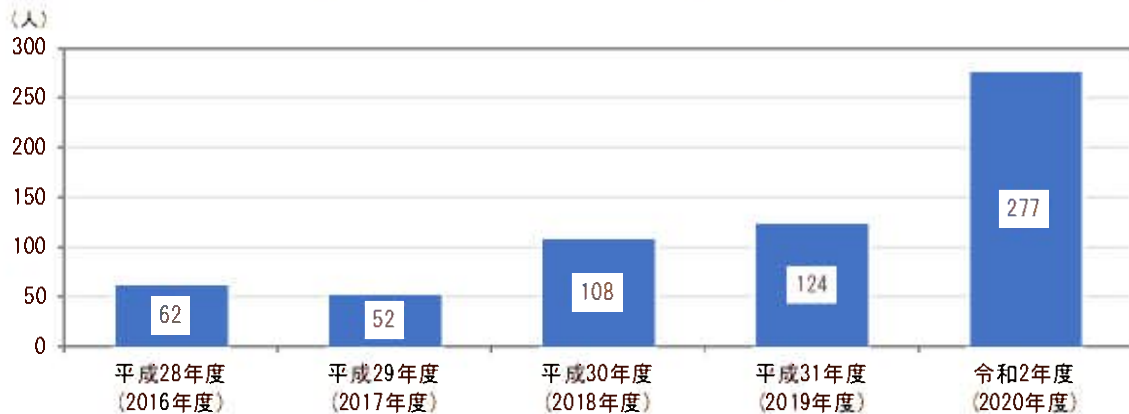


資料：事務報告書（各年度末現在）

5. 生活困窮に関する状況（生活困窮に関する新規相談受付件数）

自立相談支援機関における新規相談件数は、平成28年度から29年度にかけて若干の減少がみられましたが、平成30年度は増加に転じました。この年、関係機関への窓口周知、総合相談窓口での生活困窮者自立相談支援事業へのつなぎを見直したことが影響しています。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により大幅に増加し277件となっています。

■ 自立相談支援機関における新規相談受付件数の推移

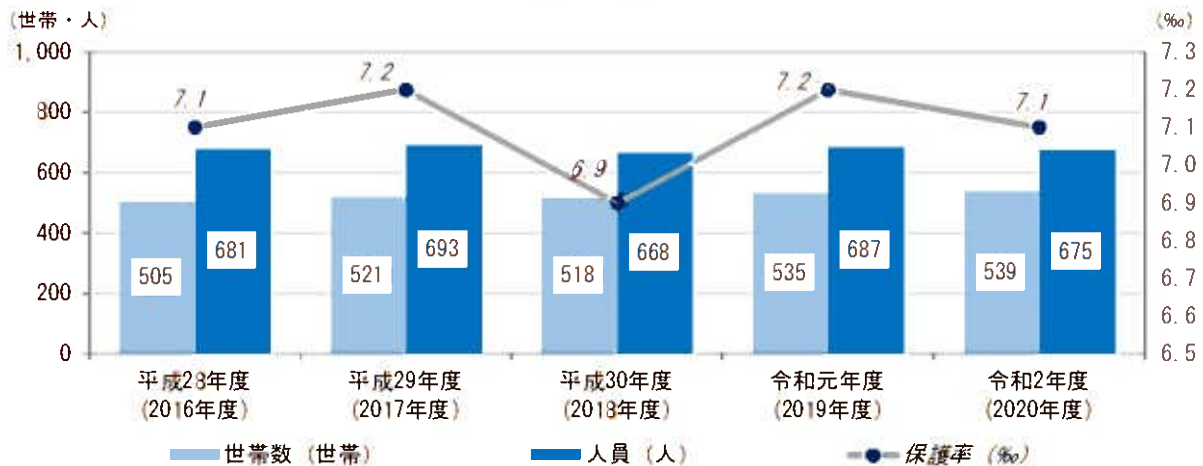


資料：事務報告書（各年度未現在）

6. 生活保護世帯の状況（生活保護世帯数等の推移）

生活保護世帯数は平成28年度に505世帯でしたが、令和2年度には539世帯となっており、年度による変動はあるものの5年間で増加しています。また人員数は増減を繰り返し令和2年度に675人となっています。保護率は、5年間で6.9%から7.2%の間で推移しており、令和2年度に7.1%となっています。

■ 生活保護世帯数等の推移



資料：事務報告書（各年度未現在）

第3章 計画の目指す方向

1. 基本理念

地域には、高齢者や障がいのある人、子育て中の人、生活に困窮している人、生きづらさを抱えている人など、様々な人が生活しており、抱える困りごととも複雑化・複合化してきています。また、社会構造の変化などを背景として、地域・家庭・職場といった生活の様々な場において、支え合いの基盤が弱まってきています。

誰もが心地よく暮らせる地域共生社会の実現に向け、第5次芦屋市総合計画の施策目標4「あらゆる人が心地よく暮らせるまちづくりが進んでいる」との整合を図り、本計画では、以下のように基本理念を定めます。

みんなの参加と協働により、
誰もが心地よく暮らせる共生のまちづくりを進めます

- 芦屋市に暮らす・関わる人、団体、企業などあらゆる人々が、暮らし、学び、働き、楽しむ「自分のまち」の未来を考え、「まちづくり」に参加することを目指します。
- 「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、みんながそれぞれにできることで役割を持ち、力を合わせて様々な困りごとの解決を目指します。
- 誰もが自分らしく心地よく暮らしていけるよう、人と人、人と資源がつながり、共に支え合う孤立や排除のない共生のまちづくりを進めます。

2. 計画の目標と体系

(1) 推進目標

計画の基本理念のもと、以下の3つを推進目標として取り組んでいきます。

推進目標1 多様な機関と市が協働し地域共生を進めます。

地域住民や世帯が抱える複雑化・複合化する生活課題の解決に向け、多様な機関の連携と協働による断らない相談支援体制を整備し、地域ぐるみで孤立や排除のない地域づくりに取り組みます。

1-1 地域福祉の推進体制を整備します。

地域住民や世帯が抱える複雑化・複合化する生活課題の解決に向けた包括的な支援体制の整備を計画的に進めていくため、福祉の分野を超えて庁内外の多様な人が参加して地域福祉を推進する体制を整備します。

1-2 参加につながる相談支援体制の充実・強化を図ります。

高齢、障がい、子ども・子育て、生活困窮、その他の各分野における制度的な支援を着実に進め、庁内外の関係機関の連携と協働による一人ひとりの困りごとに寄り添う相談支援を充実し、地域での気づきや見守りを得ながら、相談者の社会参加につながる支援体制の強化を図ります。

推進目標2 地域の力をあわせて多様な参加の場をつくります。

地域で取り組まれている様々な活動を充実し、世代や属性を超えて人や活動がつながり、身近な地域での支え合いを広げながら、様々な目的や役割で参加できる多様な居場所や参加の機会をつくります。

2-1 地域福祉を広げる取組（プログラム・活動）をみんなで考え実践します。

あらゆる世代が自由に参加・交流できる地域の拠点づくりや地域活動のネットワークづくりなど、多様な人が関わり地域福祉を広げる取組を、地域住民・専門職・市職員などみんなで考え、公民協働で実践していきます。

2-2 身近な地域で参加できる場づくりを進めます。

市民主体の地域活動への支援機能を充実し、身近な場所で気軽に楽しく参加できる活動や仕組みづくりを進めます。

推進目標3 様々な分野や世代が参加する共生のまちづくりを進めます。

福祉の分野を超えて、地域住民、関係機関、事業者、企業、団体、NPO等、芦屋に関わる様々な世代の人が参加し、地域を元気にしていくまちづくりと、支え合いで一人ひとりの暮らしを守る福祉がつながり、みんなで地域福祉を広げていくことが必要です。

多様な人たちの自由な参加を促進し、学び合い、相互理解を深めながら、共生のまちづくりを進めます。

3-1 地域福祉とまちづくりの結びつきを強めます。

既につながりのある人や広くまちづくりに関わる人、ネットワークとの連携・協働により、地域福祉とまちづくりの結びつきを強め、安全・安心なまちづくりや地域活動の活性化を図っていきます。また、地方創生の取組とも連動し、地域の力が未来へ受け継がれるよう共生の文化を広げていきます。

3-2 共生のまちづくりのための人材育成に取り組みます。

様々な分野や世代の人が出会い、交流し、共に学び合えるような場づくりを進めます。また、みんなが心地よく、安全・安心に暮らせるまちづくりを考えるために、多様な主体との協働を通じた人材育成に取り組みます。

本計画の推進にあたっては、持続可能な社会づくりのための国際社会共通の目標であるSDGsの視点を持ち、各施策に取り組みます。



SDGs (エス・ディー・ジーズ) ～誰一人取り残さないまちの実現を目指して～

SDGs (Sustainable Development Goals) とは、平成 27 年 (2015 年) の国連サミットで採択された、令和 12 年 (2030 年) までに達成すべき持続可能な開発目標です。貧困や不平等・不正義をなくし、地球環境を守るなど、持続可能な世界の実現のため「17 の目標」と「169 のターゲット (具体目標)」で構成され、地球上の誰一人として取り残されないことを誓っています。

(2) 取組の方向性

推進目標に沿って主な役割を担う主体ごとに4つの方向性を定め、施策を展開していきます。

A：地域共生社会の推進と庁内外の連携体制整備

市が中心となって

(市が担う地域福祉の体制整備と支援事業に関する計画項目)

市が、地域共生社会の実現に向けた仕組みづくりを進める責任主体として、包括的相談支援や地域づくり支援の核となる生活困窮者自立支援、権利擁護支援等の支援事業の機能や支援力を向上させ、多機関や庁内関係課の連携・協働を促進し、多様な人の参加と協働による地域福祉を推進するための体制を整備します。

B：公民協働による地域福祉プログラムの展開

公民が共に

(市民と専門職と市が協働する計画項目)

地域住民、社会福祉協議会、事業者、NPO、市など地域福祉に関わる人が力を合わせて、身近な場所での居場所の多様化・拠点化、仕事や活動、役割づくり、地域活動のネットワークづくりなど、活動者や関係者の協働を進め、地域福祉の取組を広げていきます。

C：市民主体の地域福祉活動の推進

市民の活動を
社会福祉協議会・専門職が支えて

(市民主体の地域福祉活動に関する計画項目)

気軽に楽しく参加できる活動を増やし、身近な地域で交流や支え合いが生まれるよう、市民が主体となってこれまで実践してきた活動を、社会福祉協議会の活動支援機能の強化を図りながら、さらに推進していきます。

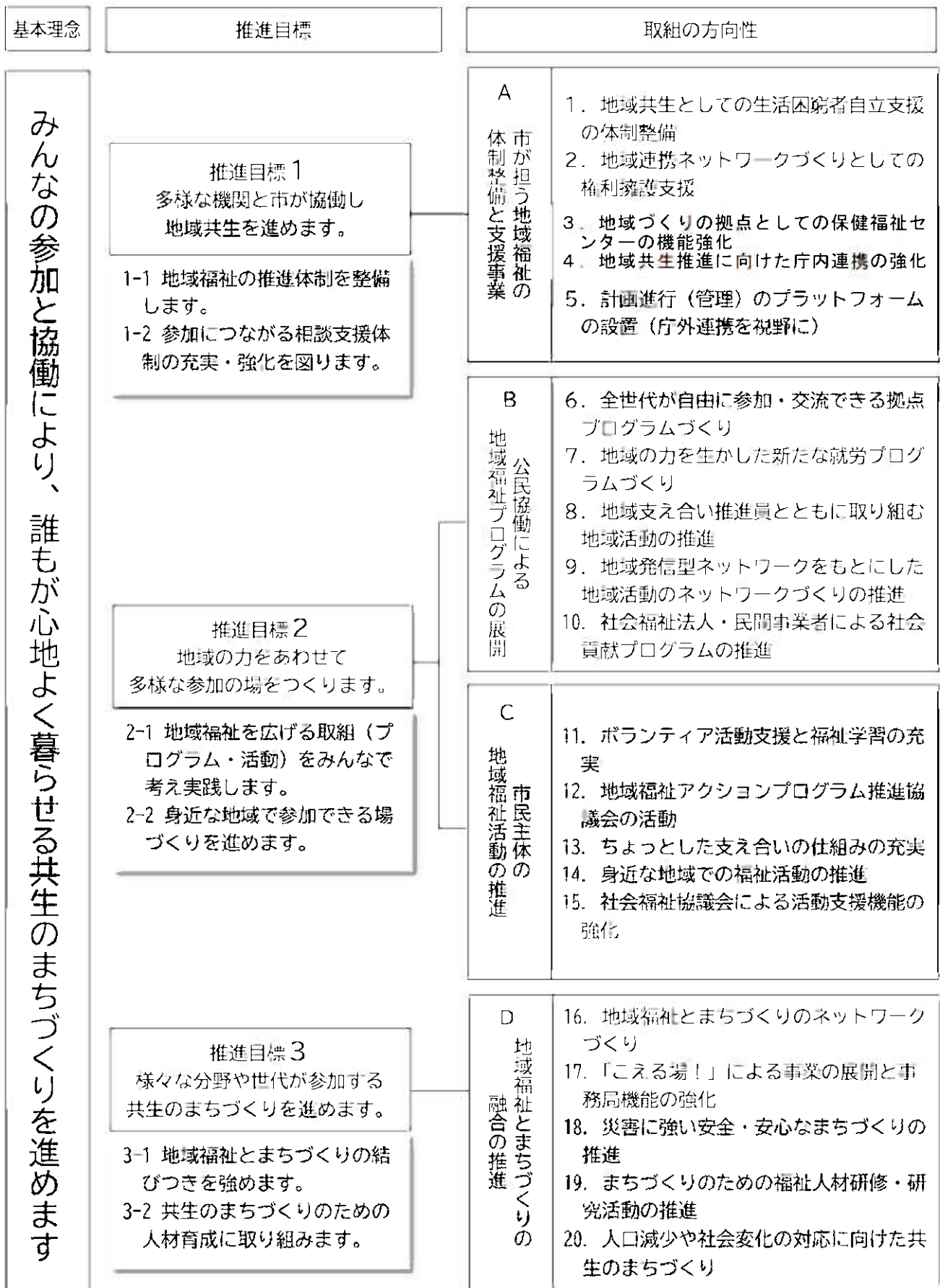
D：地域福祉とまちづくりの融合の推進

みんなで

(企業等と市民・専門職と市が協働する計画項目)

広くまちづくりに関わる企業や団体等を含め、様々な分野や世代から参加を増やす取組を推進します。また、まちづくり活動と地域福祉活動の結びつきを強め、社会情勢や時代と共に変化してきている地域コミュニティやつながりの再発見・創出に協働して取り組みます。

(3) 計画の体系 (調整中)



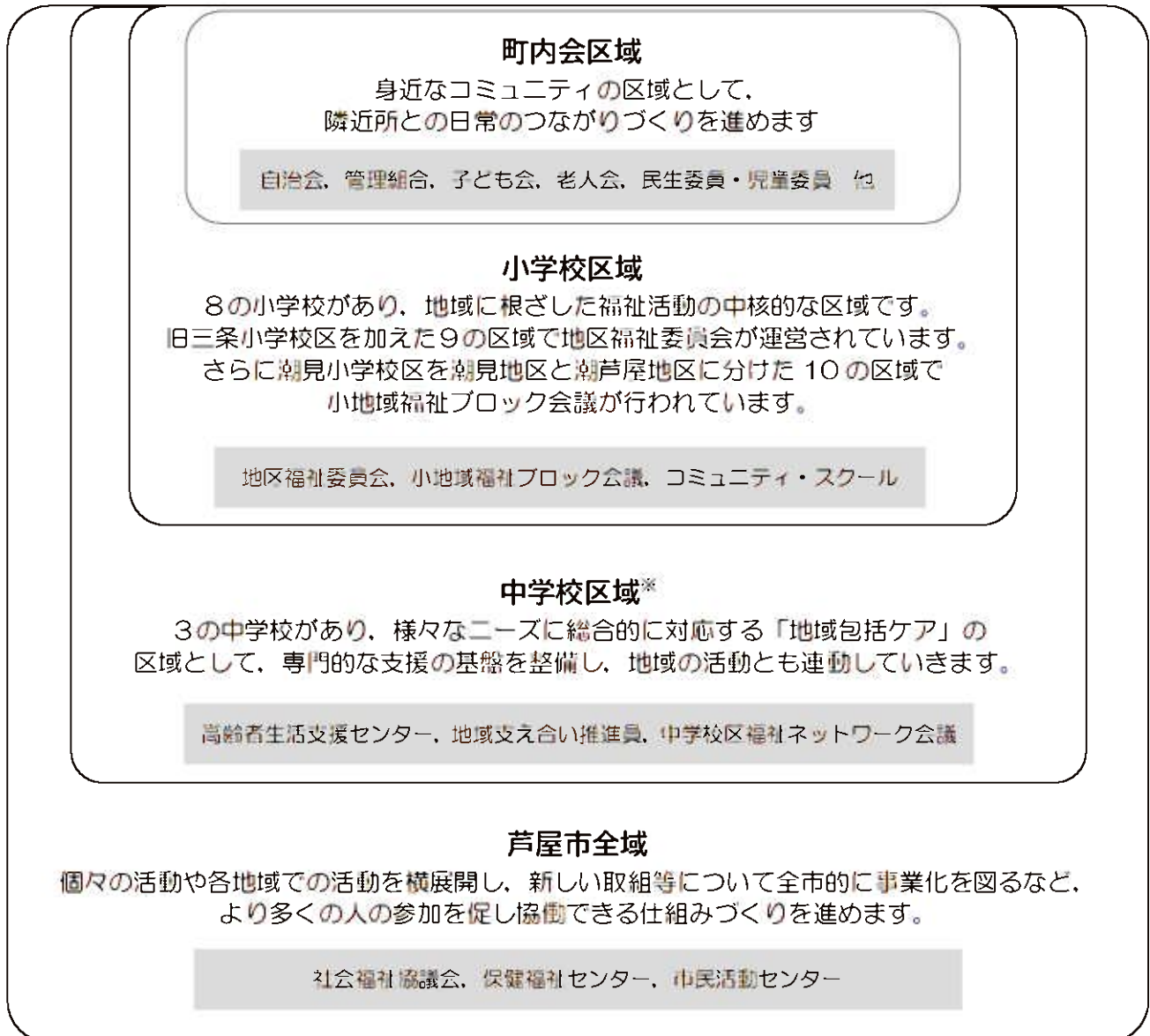
(4) 施策の関連図 (調整中)

(別紙・見開きで図を入れる)

3. 地域の範囲

「地域に根ざした福祉」を推進していくために、それぞれの区域の特性を活かした取組や、区域間で効果的に連携した取組を推進します。

<区域設定のイメージ図>



※本市では、高齢者を住み慣れた地域で支える「地域包括ケアシステム」を推進するために、中学校区を基本に3つの「日常生活圏域」を設定しています。山手中学校区を西と東の2つに分け、精道中学校区、潮見中学校区の合計4の日常生活圏域に「高齢者生活支援センター」（地域包括支援センター）を設置し、生活支援体制整備のための地域支え合い推進員をそれぞれ配置しています。

第4章 取組の推進方針

A 地域共生社会の推進と庁内外の連携体制整備

地域共生社会の実現には、包括的・総合的な支援体制を構築するための、各分野の専門機関の協働に加え、地域課題を解決に結びつけることができる地域をつくっていく必要があります。

本市では、分野や相談内容を問わない総合相談窓口と幅広く権利擁護に関する相談支援を行う権利擁護支援センターを設置していますが、さらなる相談支援体制の強化に向け、行政が主導し、連携・協働の推進、ネットワーク構築に必要な体制づくりに必要な協議体や場の設定、地域づくりに向けた環境整備を進めていきます。

地域共生社会の推進	1	地域共生としての生活困窮者自立支援の体制整備 総合的相談支援体制と、社会参加の土壌となる地域づくりを進めます。
	2	地域連携ネットワークづくりとしての権利擁護支援 権利擁護支援センターを中核機関とし、誰もが権利を守られる地域づくりを進めます。
	3	地域づくりの拠点としての保健福祉センターの機能強化 社会福祉協議会の事務局のある、保健福祉センターを、人材育成・地域づくりの拠点として活動の充実を目指します。
庁内外の連携	4	地域共生推進に向けた庁内連携の強化 様々な課題に協働して対応できるための庁内連携体制強化に努めます。
	5	計画進行（管理）のプラットフォームの設置（庁外連携を視野に） 地域発信型ネットワークを基盤に、関係機関の会議体間の連携を進めるとともに、地域福祉推進協議会が計画の進行管理の役割を担うことで、庁外の関係機関も巻き込んだ一体的な活動の展開を目指します。

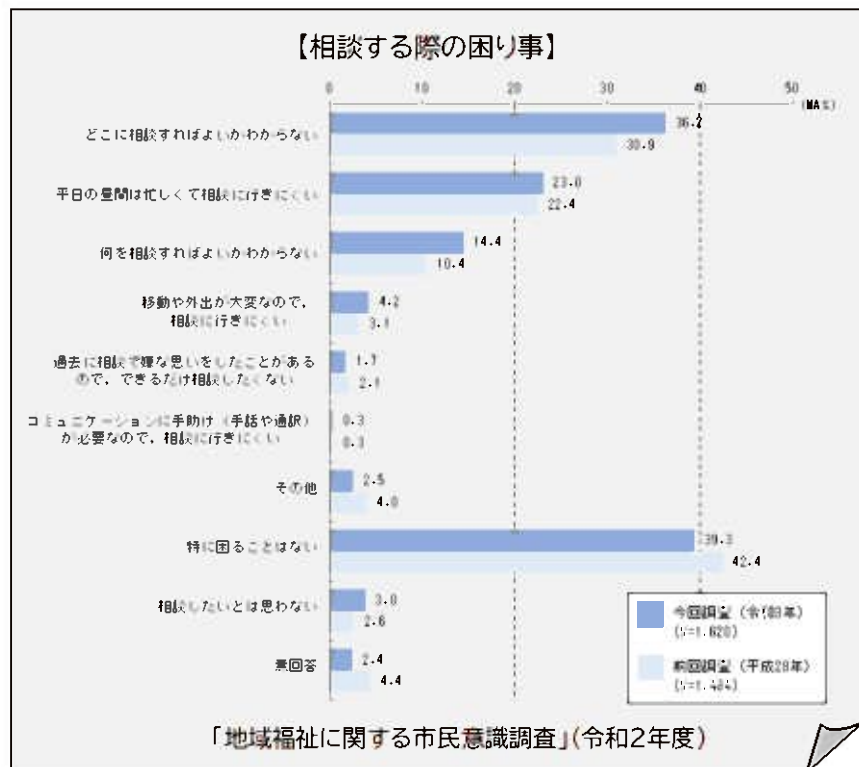
施策 1. 地域共生としての生活困窮者自立支援の体制整備

現 状

平成 27 年に生活困窮者自立支援法が施行され、本市では、自立相談支援事業、就労準備支援事業、子どもの学習・生活支援事業を実施しています。また、保健福祉センターには、分野や属性を問わない生活の困りごとを幅広く受け止める、総合相談窓口を開設しており、子ども・子育て、高齢、障がい、生活困窮など様々な相談を受け付け、各相談支援機関と連携した相談支援を進めています。さらに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による経済的困窮者からの相談者数が増加している現状があります。

一方、市民意識調査では、生活困窮者自立支援制度は半数以上の方が「知らない」、約 35%の方が「制度を知っていても、相談できる場所を知らない」と回答しています。他にも、暮らしの困りごとや福祉サービスなどを「どこに相談すればよいかわからない」と回答している方が約 36%あり、相談できる場所や支援制度の周知が必要となっています。

生活困窮者自立支援制度を、地域共生社会の実現を図るための中心を担う制度として、相談支援と、社会参加支援、地域づくりを進めることで、地域共生社会の実現を目指していくことが求められています。



課 題

- ① 各相談支援機関及び地域住民との連携の強化による支援体制の整備が必要である。
- ② 生活困窮者の社会参加の場の創出を通じた地域住民の理解が必要である。
- ③ 潜在的ニーズのある対象者への相談窓口の周知が必要である。

取組の推進方針

- 1** 複合的な課題を抱える世帯の支援を進めるために、関係機関が連携できる体制と仕組みを構築します。
 - ・8050 問題やヤングケアラーなど、地域の複合的な課題や制度の狭間の課題などの様々な生活課題の解決に向け、市・各相談支援機関・地域住民との連携を進めるため、生活困窮者自立相談支援事業を中心に、個別ケア会議や支援調整会議等の積極的な活用と支援のコーディネート機能を担う専門職の配置に努め、多機関協働による包括的な支援体制の構築を進めます。
 - ・支援に必要な家計改善支援事業の実施に取り組むと共に、各種制度や専門的知識の習得に向けた研修の実施、地域との協働ができる人材を育成します。
- 2** 多様な人が社会参加できる場をつくり、生活困窮者への理解等環境の充実を図ります。
 - ・生活困窮者就労準備支援事業や参加支援事業の実施を進め、生活困窮者など生活課題を抱えた地域社会とのつながりが少ない人の、就労体験やボランティア体験の機会等の創出に取り組み、地域との交流を通じて、生活困窮者などの地域理解を進めることで社会参加を支援します。
 - ・子どもの学習・生活支援事業による、地域の居場所づくりの取組の継続、地域の居場所の運営者の支援や、誰もが参加、交流できる共生型の居場所づくりを進めます。
- 3** 地域の身近な相談者（民生委員・児童委員等）や総合相談窓口をはじめとした各種相談窓口の継続的な周知と、相談窓口の機能充実に取り組みます。
 - ・地域の身近な相談者として民生委員・児童委員等の役割と、市が設置している保健福祉センターの総合相談窓口をはじめとした相談窓口を広く継続的に周知するため、様々な機会や媒体を活用していきます。
 - ・各種相談窓口では、現在の機能を維持したうえで、複雑化・複合化した支援ニーズを受け止められるよう、職員の相談対応力や資質の向上を進めます。

計画策定に関する会議等での意見

- ・包括的支援が強く求められているので、充実策を検討してほしい。
- ・それぞれの圏域ごとにきちんと相談体制を整えるよう努めてほしい。
- ・生活困窮者は、多機関と情報を共有し連携を取りながら支援を行う必要がある。
- ・困難事例に対して、どのように質の高い支援ができるか検討する必要がある。
- ・支援者の人材育成についても評価するべきである。

施策 2. 地域連携ネットワークづくりとしての権利擁護支援

※「成年後見制度利用促進計画」

現 状

平成 22 年 7 月に開設した保健福祉センター内に、権利擁護支援センターを設置しました。権利擁護支援センターは、成年後見制度利用促進としての中核機関の役割に加え、権利擁護支援体制の強化や権利擁護の普及・啓発、権利擁護支援の人材育成と活動支援等による権利擁護支援の基盤づくりに取り組んでおり、今後も地域のネットワークの強化に取り組むことが重要です。また、市民の認知度が低いことから、機関の周知に努める必要があります。

認知症高齢者の増加や介護者の高齢化に伴い、高齢者や障がいのある人が地域で自らの意思が尊重される環境で生活するためには、成年後見制度の必要性が高まることから、制度の周知と、安心して利用できる仕組みづくりが求められます。

また、高齢者、障がいのある人、児童への虐待やDV等の問題は深刻化しており、虐待等の防止や早期発見、早期支援のための体制整備を進めていく必要があります。

今後、地域で安心した生活を送ることができるよう、権利を守るための制度や機関、相談窓口の周知・啓発を進めるとともに、権利擁護に関する意識や心のバリアフリーの普及啓発を推進することが重要となります。

【成年後見制度の利用意向】



「地域福祉に関する市民意識調査」
(令和2年度)

【福祉関係機関等の認知状況】



権利擁護支援
センターの
認知度が低い

「地域福祉に関する市民意識調査」(令和2年度)

課題

- ① 権利擁護支援センターを中核機関とした地域連携ネットワークの構築が必要である。
- ② 高齢者、障がいのある人、児童等への虐待やDVの予防・防止、早期発見・対応のための体制の充実が必要である。
- ③ 権利擁護支援ニーズに対応するための、成年後見制度や福祉サービス利用援助事業などの支援を推進していく必要がある。

取組の推進方針

- ① 地域共生を支える権利擁護のための地域連携ネットワークの構築と人材育成に取り組みます
 - ・地域共生社会の実現に向けた基盤となる権利擁護支援の充実に向け、市と専門職団体や関係機関との連携を図ります。
 - ・地域における権利擁護や心のバリアフリーの意識を高め、地域の支援の担い手となる権利擁護支援者養成研修や認知症サポーター養成講座などの研修による人材育成を行います。
- ② 高齢者、障がいのある人、児童、DVなど様々な対象者の権利侵害の防止や対応の充実に取り組みます
 - ・早期発見、早期対応のため、身近な相談機関の機能充実に向け、適切に支援するために職員の専門性や資質の向上を図ります。
 - ・権利擁護支援システム推進委員会や要保護児童対策地域協議会を通じた、関係機関の連携強化を進めます。
- ③ 成年後見制度の利用や福祉サービス利用援助事業の活用を促します
 - ・認知症や障がい等により日常生活を営むことに支障のある人や、判断能力が不十分な人に対し、安心した生活を支援するための制度や事業の利用促進を図ります。その際には、利用者本人の意思を尊重するため「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定ガイドライン」等を活用して支援します。

計画策定に関する会議等での意見

- ・虐待対応などのスキル不足を感じるので、支援者の人材育成・スキルアップが大事。
- ・権利擁護・虐待に関する研修を継続して実施する仕組みを作る必要がある。
- ・実践で活動している認知症サポーターを増やしていき、地域に浸透させていく。

施策 3. 地域づくりの拠点としての保健福祉センターの機能強化

現 状

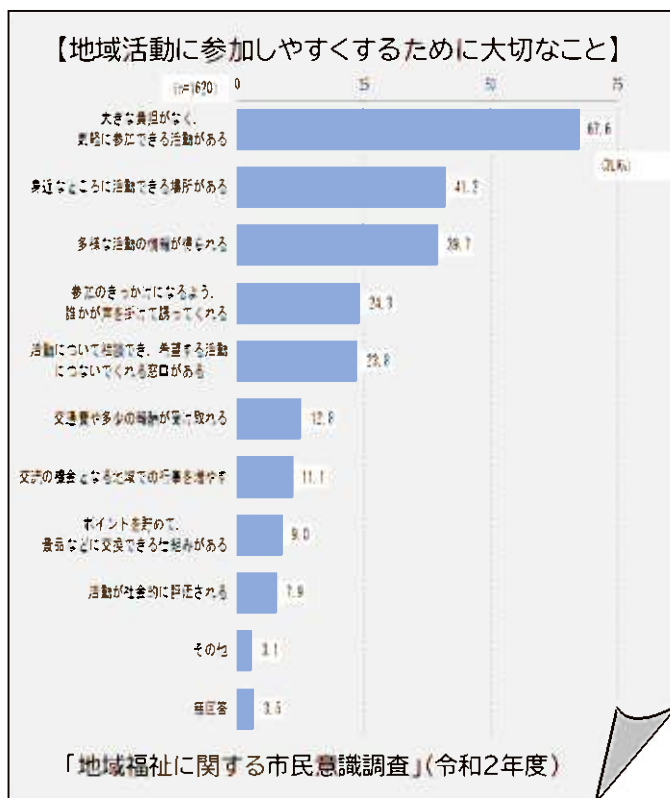
保健福祉センターは地域福祉の拠点として、平成 22 年 7 月に開設しました。

センター内には、福祉をはじめ、暮らしの困りごと等の相談に応じる総合相談窓口や、高齢者、障がいのある人、子ども・子育て、生活困窮の相談窓口が集約されており、連携が取りやすい環境が整っています。また、子育て支援センター、介護予防センター、地域活動支援センター、社会福祉協議会の様々な事業の窓口も設置し、子どもから高齢者まで多様な人の交流や活動の場でもあり、年間延べ 10 万人を超える利用があります。

地域共生社会の実現に向けては、多様な人が集える居場所・地域づくりが求められていますが、その機能は「社会参加の場」としてだけではなく、誰でも気軽に訪れ、話ができることで、早期に困りごとを発見でき、支援につながられることもその目的にあります。

居場所・地域づくりを進めるためには、まずは様々な人が地域活動に参加することが必要です。市民意識調査では、地域活動に参加しやすくするために大切なこととして、「気軽に参加できる活動がある」「身近なところに活動できる場所がある」「多様な活動の情報が得られる」との回答が上位となっています。

今後は、地域づくりを協働して進める社会福祉協議会との連携を中心に、保健福祉センターにおいて、様々な活動の場の提供や情報発信等により、地域活動・コミュニティづくりの拠点としての取組を進めていきます。



課 題

- 1 社会福祉協議会と保健福祉センター内の各機関の協働による地域の活動拠点としての機能強化が必要。
- 2 専門職との協働や地域づくりに寄与する人材の育成が求められる。
- 3 地域活動者が活動を継続できるような活動の支援が必要である。

取組の推進方針

- ① 多様な活動の活動拠点としての環境整備に努めます。**
 - ・新たな生活様式を踏まえた、保健福祉センターの適正な管理運営により、地域活動の運営者や様々な事業等に参加する市民が、安心して集まり、コミュニティ活動ができる環境を整備します。多様な活動を展開できるよう、センター内のスペースの有効活用等について検討します。
 - ・エントランスコンサート等のセンターエントランス事業により、保健福祉センターのさらなる周知と、地域住民の交流のきっかけづくりを進めます。
- ② 地域における福祉人材・サポーター養成を推進するため、情報を集約・発信します。**
 - ・センター内の各機関が開催している、認知症サポーター養成講座や権利擁護支援者養成研修、介護予防のためのリーダー養成講座等、地域の福祉力の向上や地域活動のきっかけとなる講座や研修を整理、体系化し地域の福祉人材・サポーターの養成を進め、実践による活躍の場につなげられる取組を進めます。
 - ・研修等の情報が広く周知され、多くの人の参加につながるよう情報発信の工夫に努めます。
- ③ 社会福祉協議会を中心とした関係機関と連携して、地域活動者の支援や活動に参加しやすくするための取組を充実します。**
 - ・まちづくりや市民活動を含む、地域づくりに取り組んでいる機関や団体等と協力し、様々な媒体や機会を捉えた分かりやすい情報発信や活動者間のネットワークづくりなど、活動の継続、活性化に向けた取組を進めます。
 - ・新型コロナウイルス感染症の拡大により、活動の制限を受けるなかにおいても、つながりづくりや交流が継続されるよう、ICTの活用をはじめ様々な手法を研究し、実践につなげていきます。

計画策定に関する会議等での意見

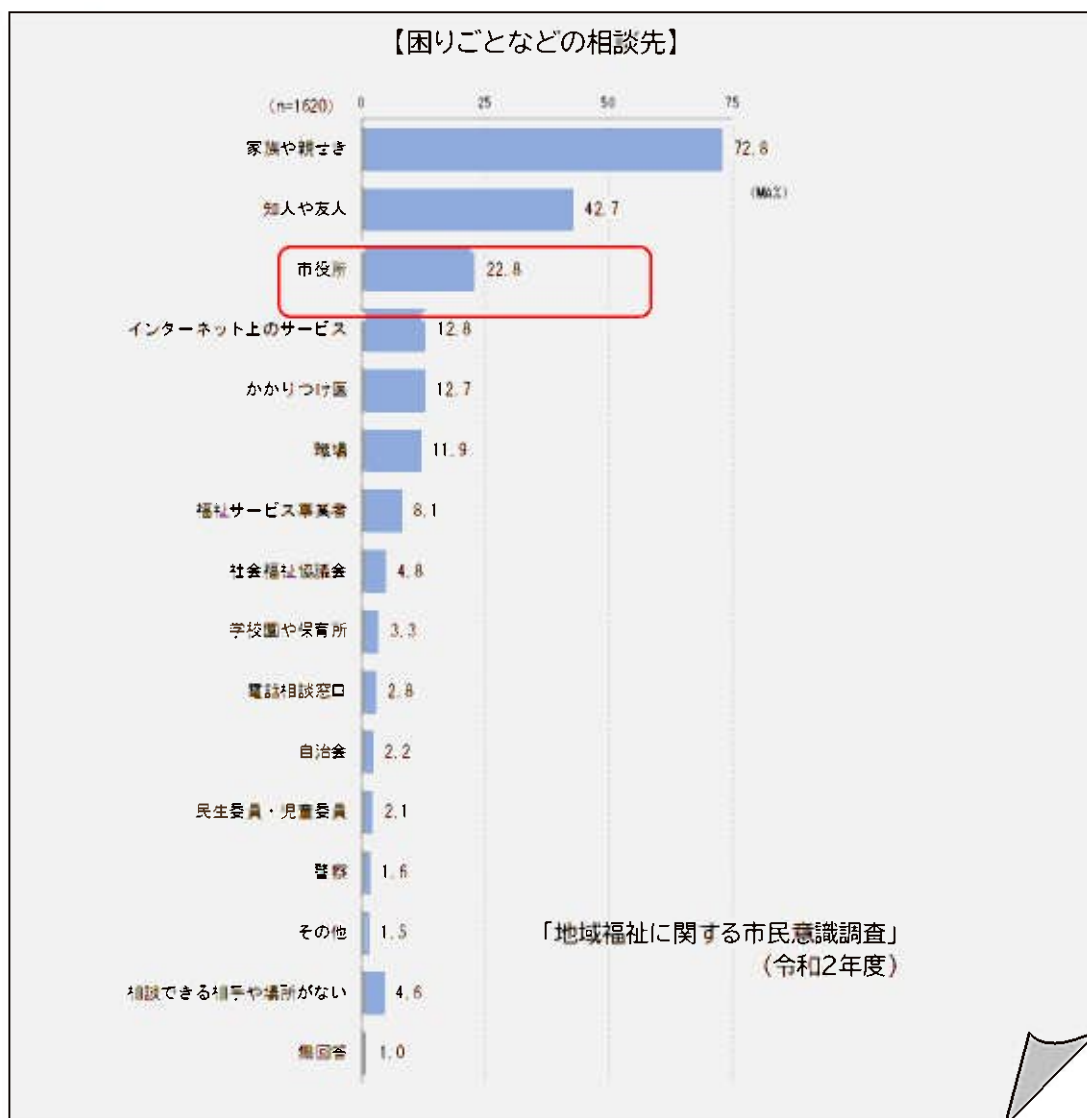
- ・新型コロナウイルス感染症のように、外出ができない時の活動を検討する必要がある。
- ・老々介護、若くて介護している人たちの悩み相談や情報交換等ができる場所がない。
- ・対応事例の記録を積み上げ、相談支援員間で共有してはどうか。
- ・相談時に他機関へつなぐ必要がある場合、支援員が対象の窓口に来てほしい。

施策4. 地域共生推進に向けた庁内連携の強化

現 状

地域共生社会の推進に向けては、相談支援における多機関協働と地域づくりの二つの側面の充実が必要です。市として地域共生の推進を担うためには、その目的を庁内関係課と共通理解のもとで進めていくことが必要となります。庁内では現在も各分野において連携が必要な関係課との調整等は日々行っていますが、推進のためにはこれまで以上の連携強化が求められることから、その手段として、地域福祉課地域福祉係の、トータルサポート機能の活用と生活困窮者自立支援制度を所管している強みを生かした、個別支援と地域づくりについての連携を進めていくことも重要です。

また、市民意識調査では、困りごとなどの相談先では、家族や友人の身近な人を除いた公共機関の中では、市役所との回答が多く、市民の市役所への信頼がうかがえることから、庁内窓口においても相談内容を的確にとらえ、適切な相談支援機関につなぐことができなければなりません。



課題

- ① 地域共生社会の実現に向けた庁内関係課の目的の共有，連携強化が必要である。
- ② 各所管課の附属機関で議論されている共通の話題や課題（身寄りのない人の支援，居場所づくりなど）の集約と解決に向けた協働が必要である。
- ③ 市民の困りごとに対応できる市職員の資質向上が必要である。

取組の推進方針

- ① 庁内の地域共生の取組を推進するため，各相談支援機関を所管する関係各課との連携体制を構築します。
 - ・ 庁内の各分野（高齢者，障がいのある人，子ども・子育て，生活困窮）を超えた連携・協働の取組推進に向け，重層的支援体制整備事業の移行準備事業実施期間に実施している，庁内の関係部署に対する事業内容の共有のための連絡会をベースに，目的の共有，連携のための課題の解決に向けた検討等を行う庁内連携会議（仮）の設置を検討します。
 - ・ 庁内の相談支援窓口の連携を円滑化，強化するため，トータルサポート機能の活用と「生活困窮者自立支援制度に関するガイドライン」の内容を充実します。
- ② 各附属機関会議で扱う議題や協議内容を集約し，課題の包括化に取り組みます。
 - ・ 各分野の会議体で協議される，個別支援や地域活動を通じて把握された課題について，共通して取り組む事項を集約・整理できる仕組みを検討し，効果的な解決に向けて協働できる体制を構築します。
- ③ 個別支援・地域づくりを意識した人材育成を進めます。
 - ・ 権利擁護や生活支援の視点を持ち，庁内の各窓口から適切な相談支援機関につながることでできる人材の育成を進めます。個別支援に必要なスキルの習得に加え，専門職との協働により，地域ケア会議等を通じて，地域づくりを検討し実践できる職員の養成を目指します。

計画策定に関する会議等での意見

- ・ 支援者によって支援のバラつきがないよう，支援者のスキルアップや人材育成が必要。
- ・ 専門職でも関わりが難しいヤングケアラーへの対応や，子育て支援の検討が必要。
- ・ 各相談支援機関の場所が離れていてもきちんとつながるようにする。

施策 5. 計画進行（管理）のプラットフォームの設置（庁外連携を視野に）

現 状

計画の進行管理は、社会福祉審議会地域福祉部会における計画の評価に合わせて実施しています。また、地域福祉推進協議会において包括的相談支援体制の構築やまちづくりとの協働に向けた取組等について、様々な分野の構成員による検討・協議・評価を行っています。

地域や専門機関、行政内ではそれぞれの分野による協議の場が多く設置されており、検討されている課題が共通していることも見受けられます。今後、包括的な相談支援体制の構築や、参加支援の場づくり、地域づくりのためには、福祉に限らない、様々な分野が連携していくことが必要となってくることから、市、専門職、市民による連携と協働が進められるよう、それぞれの会議体の運営方法などについて検討が必要です。

調整中

課 題

- ① 計画の実行とその進捗管理を行う会議体の役割の整理が必要である。
- ② 地域発信型ネットワークを基盤に、市・専門職・市民との協働を進めるために、各会議体のネットワークの改編が必要である。

取組の推進方針

- 1 社会福祉審議会地域福祉部会による地域福祉計画の評価等に基づき、地域福祉推進協議会を中心に、関連する会議体や取組と一体的に活動の実践に取り組みます。
 - ・社会福祉審議会地域福祉部会で、計画の進捗管理、評価を行い、地域福祉推進協議会を中心に各分野及びその連携により、計画の施策を推進します。重層的支援体制整備事業の実施に合わせ、多様な主体が関わるができるよう各会議体の機能を整備し、各会議体の効果的な連携・協働により取組の推進力を高めていきます。
- 2 多様な主体が関わる協議体間の連携ネットワークの構築に向け、地域発信型ネットワークの仕組みの再構築を検討します。
 - ・これまで進めてきた、市民と専門機関と市の連携・協働の基盤としてきた「地域発信型ネットワーク」について、これまで参加していなかった、地域の多様な主体の参加を進めていきます。
 - ・地域で開催している会議体の役割の整理による、効果的・効率的な課題の抽出、解決策の検討や、専門職間連携など、これまで不十分であった機能の位置付けなど、「地域発信型ネットワーク」の全体の課題を整理し、構成員や運営方法等について検討し必要に応じた改編を行います。

計画策定に関する会議等での意見

- ・市民と専門職の協働は新しい枠組みであり、今後必要な支援のかたちだと思う。
- ・対象者像に応じた社会参加の場の創設ができていない。
- ・立地が離れている関係機関ともつながりを強くし、双方で相談しやすい環境をつくる。
- ・出口支援だけではなく、相談支援のところも公民協働で進むように取り組んではどうか。

B 公民協働による地域福祉プログラムの展開

あらゆる世代が社会とつながりつづけることができるよう、地域住民、社会福祉協議会、社会福祉法人・民間事業者、NPO、行政など地域福祉に関わる人たちが力を合わせ、居場所づくり・拠点づくり、仕事や活動・役割づくりに取り組みます。

また、地域支え合い推進員の活動や今あるネットワークを充実し、活動と活動がつながり、地域福祉の取組が広がるような地域活動のネットワークづくりを進めます。

公民協働の取組	6	全世代が自由に参加・交流できる拠点プログラムづくり あらゆる世代が自由に立ち寄れる居場所の整備や、出会いや交流からさまざまな取組が生まれる拠点の整備を進めます。
	7	地域の力を生かした新たな就労プログラムづくり 社会的に孤立しがちな人の就労の場の確保や、有償型活動の検討に取り組みます。
	8	地域支え合い推進員とともに取り組む地域活動の推進 地域住民と地域支え合い推進員がともに地域活動の運営に取り組み、新たな活動づくりを展開していきます。
ネットワークの仕組みづくり	9	地域発信型ネットワークをもとにした地域活動のネットワークづくりの推進 地域発信型ネットワークの会議体を、地域住民と専門職が出会い、つながり、学び、話し合うプラットフォームとして充実させ、地域活動が広がるネットワークづくりに取り組みます。
	10	社会福祉法人・民間事業者による社会貢献プログラムの推進 社会福祉法人や民間事業者が、高齢、障がい、児童などの分野を超えて、共に社会貢献活動を推進できる仕組みづくりを行います。

C

市民主体の地域福祉活動の推進

ボランティア活動や地域活動について、どこでどんな活動ができるのかが分からないといった声や、気軽に参加できるのならば活動してみたいといった声があります。また、既に活動しており、もっと仲間を増やしたい、新しい活動がしたいといった声もあります。

ここでは、まだボランティア活動や地域活動に参加していない人たちに対し、活動を知ってもらったり興味を持ってもらったりするような施策や、今活動している人たちが楽しく活動し続けられるような支援を展開していきます。

参加・活動の仕組みづくり	11	ボランティア活動支援と福祉学習の充実 ボランティア活動や福祉に興味を持ってもらうことで、参加の意欲を高めます。
	12	地域福祉アクションプログラム推進協議会の活動 子ども・若い世代を巻き込み、楽しく参加してみたいくなる福祉活動を展開します。
	13	ちょっとした支え合いの仕組みの充実 活動機会や活動場所の拡大と、困りごとを地域で支え合える仕組みづくりを展開します。
地域への活動支援	14	身近な地域での福祉活動の推進 活動者自らが福祉課題に気づき、解決に向けた一歩を踏み出せるよう、小地域福祉活動を支援します。
	15	社会福祉協議会による活動支援機能の強化 社会福祉協議会内での人材育成や実践を通して、社会福祉協議会が市民主体の活動の推進を図ります。

D 地域福祉とまちづくりの融合の推進

本市には福祉活動以外に、様々な仕事・活動をしている人がたくさんいます。仕事・活動の目的が福祉そのものでなくても、結果として地域課題の解決に結びつくこともあります。様々な世代・分野の人たちが芦屋市に興味を持ち、芦屋市のよりよい未来について考えてくれるような仕掛けが必要です。

また、いつ起こるか分からない災害、日々変わっていく社会に対応していきけるような地域づくり、活動の在り方をみんなで検討し、できることで参加していく意識の醸成を図っていく必要があります。

さまざまな人たちとのつながり	地域福祉とまちづくりのネットワークづくり
	16 福祉活動とまちづくり活動の協働を目指し、様々な分野における人たちとのつながりづくりを進めます。
	「こえる場！」による事業の展開と事務局機能の強化
	17 改めて「こえる場！」における運営体制の基盤を確立し、参画企業等とのつながりを基にした事業を新たに展開していきます。
柔軟な施策展開	災害に強い安全・安心なまちづくりの推進
	18 感染症を含めた災害に対応していくための仕組みづくりと、災害・防犯・更生保護等の啓発活動を推進します。
	まちづくりのための福祉人材研修・研究活動の推進
19 多くの人々が本市に愛着を持ち、自由に活動に参加・検討できる仕組みづくりと、福祉活動のための人材育成を進めます。	
20 人口減少や社会変化の対応に向けた共生のまちづくり	
効果的な情報発信やバリアのないまちづくり等の取組を進め、持続可能な福祉施策の展開を図ります。	